

令和7年11月13日 こども家庭庁

こども家庭庁メーリングリストへ公表

地域限定保育士試験実施方法書の認定について

地域での保育人材の集中的確保に向けて、初認定に1府5県

地域限定保育士制度は、特に保育人材が不足するおそれ大きい地域において集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度として、2025年10月に児童福祉法上に創設したものです。この制度化により、認定を受けた地方公共団体において地域限定保育士試験の実施が可能となりました。

このたび、その初回として、1府5県の地域限定保育士試験実施方法書が、児童福祉法の基準(※)に適合すると認められましたので、お知らせします。

※児童福祉法第18条の26第4項第1号及び第2号

【認定地方公共団体】

三重県、滋賀県、大阪府(※)、奈良県、岡山県、福岡県

※大阪府は国家戦略特別区域法により、既に実施中。なお、今回は令和8年度中に地域限定保育士試験の実施を予定している地方公共団体から申請があったものの審査結果であり、今後も認定地方公共団体は追加される予定です。

【地方限定保育士制度の概要】

地域限定保育士制度は、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、これまで神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県(成田市)、仙台市において実施しており、保育人材の確保を図るための重要な施策の一つとなっております。当該制度については、2025年10月1日より一般制度化し、児童福祉法上に創設していますが、詳細については、別紙参考資料をご参照ください。

【連絡先】

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

担当:市川、河野

電話:03-6861-0058

Email: seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

背景と現状

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「**地域限定保育士制度**」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、**平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回の試験を実施**。
- 保育人材の確保は全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体に差がある。**特に不足するおそれが大い地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要**。

地域限定保育士制度の概要

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**。
- 都道府県等が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付して、試験実施方法書により内閣総理大臣に申請**。認定を受けた都道府県等（以下「認定地方公共団体」という。）において地域限定保育士試験の実施が可能。
- **地域限定保育士試験は、認定試験実施方法書の定めるところにより、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は筆記試験の全てに合格した者について行う。ただし、認定地方公共団体の長が行う一定の要件（※）を満たす講習を修了した者に対しては実技試験の全部を免除できる。**
（※）講習の時間数は27時間以上であること、講習を実施するのに必要な講師及び受講者の評価を行う者（教育内容編制主任）を配置すること 等
- 筆記試験は、保育原理、教育原理、社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論（以下「保育原理等の科目」という。）について行うこととするほか、地域の実情に応じ必要な科目（以下「独自の科目」という。）について筆記試験を行うことができる。なお、**独自の科目が保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる場合は、認定試験実施方法書の定めるところにより同等の内容を有する保育原理等の科目に代わるものとして、当該独自の科目を行うことができる**。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定可能**。
- 地域限定保育士は、地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り業務を行うことができるが、**登録後3年を経過かつ、地域限定保育士として一定の勤務経験（1年（1,440時間））がある者は**、申請により、全国で働くことのできる通常の保育士登録が受けられる。

予算事業における支援内容（令和8年度予算概算要求内容）と事業実績

✓ 保育人材等就職・交流支援事業

令和8年度予算概算要求において、当該事業の補助メニューに「保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援」を追加し計上。保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費を補助。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】1自治体当たり5,263千円

✓ 認定地方公共団体

令和8年度中に実施：三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県

